

## 令和4年度第1回 岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会 議事概要（要旨）

1 日 時 令和4年6月29日（水）

2 場 所 きらめきプラザ401号室

3 時 間 9：30～11：30

4 参加者 石原秀郎委員、梶谷淳子委員、来住由樹委員、横山竜也委員、中島洋子委員、新谷義和委員、平松啓生委員、藤林小百合委員、矢吹徹委員、小西一郎委員、高木由里委員、月本清治委員、國富優香委員、坂本洋介委員

欠席：諏訪利明委員、福嶋泰儀委員、小林申明委員（頃末敏秀指導主事代理出席）、原田昌樹委員（前田英雄副参事代理出席）

### 5 会長から議論の方向性について

- ・ 障害者総合支援法の見直しの報告書の中で、強度行動障害について取り上げられていることを踏まえ議論し、来年度の県の施策に加えて、令和6年度からの県障害福祉計画にも盛り込めるように、期間設定をしながらこの部会を進める必要がある。
- ・ さまざまな検証委員会があるが、施設内での虐待や、地域での困難な状況において、施設や地域を個別に非難するだけでは解決しない構造的な問題があると理解している。その点を共有して行政の力が大きく前に出る形で解決できればと思う。
- ・ 実態調査については、前回の調査と、令和3年度の厚生労働科学研究の強度行動障害児者の実態把握に関する調査研究も確認しつつ、何がわかると課題解決に向かう計画が立てられるかという視点で議論したい。

### 6 協 議

（1）令和3年度第1回部会の議論を踏まえた強度行動障害支援に係る現状・課題の整理と支援の方向性について
---

#### ○人材育成・受入支援

- ・ 現在の支援者養成研修で、支援について理解はできたとしても、現場での対応がなかなかできないため、実際に強度行動障害の状態を呈している方々の受入れが及び腰になる。例えば、コンサルタントのような形で各現場に入り、アセスメントを現場の方々と一緒にしてPDCAを回していく継続的な研修体制が必要。
- ・ 県の支援者養成研修の修了者は多いが、課題解決に繋がっていない現状。
- ・ 受け入れる段階で二の足を踏んでしまうことが非常に多いので、受け入れの段階で、事業所が相談できる体制があれば、受け入れる事業所としても、御家族や相談員から相談があったときの対応が変わってくると思う。

- ・受け入れる施設等のバックアップをする仕組みが必要。
- ・国の養成研修は、実際に強度行動障害という状態像を呈している方々に対しての支援方法というより、強度行動障害予防を中心とした研修体系になっている。実際の行動に対してどう対応したらいいのかについて話のできる人材を作っていかなければ、施設としても、頼る人がいない、自分達だけで何とか解決しないといけないという状況になってくる。
- ・誤学習をしてしまった人たちや、過去に自分の行動を止められるばかりして人に対する信頼感が損なわれている人たち、トラウマによるフラッシュバックで突然症状が出てくる人たちを、もう一度落ち着かせていくには、支援者の養成が大切。
- ・フォローアップ研修の例として、双方の事業所に訪問し、事例を共有し、専門家を交えて、冰山モデル作成、個別支援計画、担当者会議、モニタリング過程を共に学べるような環境作りが必要。

#### ○幼児期・学齢期の予防的対応

- ・特別支援学校で1対1の支援について、すべてのケースで適切な支援が行われているのだろうか。手厚いからこそ、対応に誤りがある場合、学校卒業後に混乱が生じるケースがあるのではないかと。予防という観点が非常に重要である。
- ・幼児期について、構造化された中で安心な形で落ち着かせてくれる中で、できること、わかることが増えていく。
- ・発達期は予防的な対応をきっちりすることが必要。学校による一定の個別的な支援の継続によって落ち着いてくる。
- ・ただ、凄まじい行動問題があれば親御さんは夜も眠れないという状況になる。一定以上難しいお子さんは、支援学校でいうと寄宿舎をもっと整備していただきたい。寄宿舎に入れば比較的落ち着いてくる。できるだけ混乱のない形で一日を過ごして、わかりやすく何をしたらいいかわかる、その同じことの繰り返しの中で学んでいける力を持っているので、そういう対応をしていけば自発的にできることや判断できることが増えてくる。親御さんのためにも、週末は家に帰れる、平日は学校と寄宿舎という形をもう少し保証してあげてほしい。
- ・現在、全県学区の寄宿舎が健康の森学園特別支援学校にある。月曜日から金曜日まで寄宿舎にいて、週末帰れるというのは、保護者や子どもにとっていいことではあるが、遠方の御家庭では送迎がネックになる場合がある。誕生寺支援学校にも寄宿舎があるが、学区が限られている。

- ・ 支援学校へ通う生徒の中には、福祉施設から通学している生徒もいる。一定期間、福祉施設への入所と、特別支援学校への通学を同時に行う。家庭の負担と本人のリズムということでは効果がある。
- ・ 幼児期・学齢期における予防的な対応は確かに課題で、手厚い支援がふさわしい支援かどうかというのは、そのとおりだと思う。
- ・ 幼児期は環境整備を第一にさせていただきたいが、非常にテンションが高く夜が全然眠れないとか、ちょっとした刺激にも過剰に反応して興奮モードが高まっていく子どもに対しては、医療を利用することで、いくらかは落ち着くし、落ち着かないと適切な学びを重ねることができない。幼児期から医療・福祉の連携は必要。

### ○移行期の課題

- ・ 移行期について、在学中から強度行動障害を呈している生徒の御家族はかなり疲弊しておられるのでグループホームなどを希望されることが多いが、なかなか空いていないのが実態。
- ・ 入所を希望している場合に、どこか空けば、卒業を待たずして進路変更するケースがある。

### ○在宅支援

- ・ 「昨日すごく大変だった」というのを翌日には話せる環境があること。保護者の方が語り合う場がないと、孤立するお母さん方が増えてしまう。
  - ・ 強度行動障害の状態から抜けることもある。それは医療・福祉・相談といったチームで見ているからで、これが1人でも欠けたら、強度行動障害の状態に逆戻りしてしまう。
  - ・ すぐに対応できる支援体制として動く地域生活支援拠点を作っていただきたい。セルフプランが増えているので相談支援専門員さんの存在すら知らない方もおられる。
  - ・ ペアレントメンターを活用できるよう、養成をしっかりとメンバーを増やして、支援学校に定期的に入れるなどができるようにしてほしい。個人的には、放課後等デイサービスの場の中に茶話会を作り、月に1～2回、茶話会を行ったりしている。
  - ・ 在宅においても密度の濃い、時には集中的な支援が必要。
  - ・ 30歳くらいになってくると、ショートステイで泊まる練習をしながら施設を探していくが、現実には入れない状況がある。
- 最近は重度障害者への対応ができる（日中サービス支援型）グループホームができてきたので、それを利用する人も増えてきている。

## ○在宅支援の方法を学ぶ場づくり

- ・ PECSの研修を受けたことがある。（療育の）研修プログラムにはTEACCHもある。研修では、グループホームで強度行動障害の状態から抜け出て、1人で自発的に行動できている事例を見させていただいたこともある。集団での活動は極力行っておらず、個別の活動に置き換えているという事例だった。
- ・ 感覚過敏があると、賑やかな所にずっといると、常にスイッチが入った状態になる。他の利用者さんとあまり一緒にならないような環境に置くだけで、支援が少なくても1人で行動できるように変わっていくという事例もあったので、よい取組をしている事例を研修していただきたい。

## ○環境整備・環境調整

- ・ 騒がしいのが苦手だとか、人との距離が近いのが嫌だという過敏なお子さんが多いので、パーソナルゾーンを保証してあげることが必要。
- ・ 総合支援法3年見直し報告書の中に、今後検討されるポイントが示されている。
- ・ 環境調整が重要であることについて、施設長など、権限がある人への指導も含めた方策の検討が必要。
- ・ 環境調整の実現の場としては、グループホームや障害者支援施設が当たるのではないかと思う。
- ・ 環境調整は、実際に国として動いており、のぞみの園という国立の施設で、2年間を限定して強度行動障害の状態像のある方を受け入れて行動改善を図って、2年後に出すという取組を行っている。2年後に困らないように、施設に受け入れる際に市町村がバックアップして移行先を作っている。そういう取組みが岡山県の中でもできればと思う。
- ・ 施設だけが孤立せずに、行政の責任の中で、ケースが動いていくことも必要。

## ○権利擁護

- ・ 令和元年度の障害者虐待対応状況調査〈障害者福祉施設従事者等による障害者虐待〉によると、被虐待者のうち行動障害がある方が37.5%で平成29年度の同調査（28.8%）から増加している。また、障害者虐待が認められた事業所種別では、障害者支援施設、グループホーム、生活介護、放課後等デイサービスの順に多くなっている。令和3年度岡山県障害者虐待防止・権利擁護研修後のアンケート調査では、コロナ禍で利用者も支援者もストレスをためやすい状況であることが報告されている。

- ・今年度から、運営基準（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する規準）で「従事者への研修の実施・虐待防止委員会の設置・虐待防止等責任者の設置」が義務化となっている。
- ・令和4年度岡山県障害者虐待防止・権利擁護研修では、義務化された研修や虐待防止委員会の実施状況等も検証していきたい。
- ・平成29年の国の研修では、虐待を受けた当事者や家族の話があった。

## （2）実態調査について

### ○調査項目

- ・最終的にはこう決着したけど、本当はこうあるべきであったという部分も含めて、出てくるとよりよい。実態を反映した数値が出て、問題が整理されるとよい。
- ・施設に調査する際、課題を解決するのに何が障壁になっているのかを併せて調査してもよい。
- ・こういうことをしたから成功したといったプラス面も書くようにしてはどうか。
- ・レスパイトの入院に苦労しているので、入院を断られたかどうかのデータがほしい。
- ・1週間に同じサービスの複数の事業所に通っている実態も調査すべき。

### ○調査対象

- ・判定を誰がするのか。親御さんうちの子はそんなにひどくないと思いたいし、日常的にそれがあると大したことではないということになる。また、重度の中にも幅があって、その中で中度に近ければ、一番いい状態のことを言ってしまうやすい。
- ・中度の中でも、例えば、社会的ルールを守れないことは、判定基準表の中の不適切な行動になってくる。中度の人たちもいるということ、強度行動障害の中のひとつのパターンとして拾っていただきたい。
- ・8点だった人が、少し支援を外すと10点になる人もいるので、かつて10点を超えていた人は拾ってほしい。

### ○調査依頼先

- ・セルフプランが多い中で、在宅をどのように漏れなく調査するか。全て把握するのは不可能だと思うが、小さい親の会まで把握して調査をするなど、できるだけ漏れを少なくする工夫は必要。電子的なアプローチの場合には広報の方法を考えることも必要。
- ・障害のある人の一次的な相談窓口である市町村へも調査を行うことで、強度行動障害に対する行政職員の認識を調べてはどうか。

- ・ 一般の小学校に在籍されていて、特別支援学校に転校してこられるお子さんもいるので、その方たちを把握することも必要ではないか。
- ・ 医療分野では、精神科病院に加えて児童精神科診療所も調査対象とすべき。

### ○調査方法

- ・ 統計をとるための全数調査と、課題解決のための重点的調査の2段階というのもひとつの方法。
- ・ 家族にアンケートする場合に、項目が多くなりすぎないように。
- ・ いったん紙ベースで調査した上で、その中から数件を個別に面接をするという方法もあるのではないか。